



共生社会システム学会ニュースレター The Association for Kyosei Studies News letter

2017年12月15日発行 第18号

目 次

1. 2017年度大会（名古屋学院大学大会）が開催されました	1
2. 臨時理事会の報告	3
3. 『共生社会システム研究』編集委員会からの報告	3
4. 運営委員会事務局だより	3

1. 2017年度大会（名古屋学院大学大会）が開催されました

2017年度大会が、名古屋学院大学名古屋キャンパス白鳥学舎で開催されました。

・日時：9月2日（土）・3日（日）

・スケジュール：

9月2日（土）

13：30 開会挨拶・開催校挨拶

13：35～14:40 基調講演 田中二郎氏（京都大学名誉教授）

14：50～17:10 「大会シンポジウム：多文化共生時代の可能性と未来」

9月3日（日）

9：30～11:25 個別報告

12：15～13:10 総会

13：00～15:00 企画ワークショップ

1日目に、田中二郎氏（京都大学名誉教授）より、「アフリカの狩猟採集民ブッシュマンの生活と社会」というタイトルで講演いただきました。カラハリ砂漠で何千年、何万年にわたって狩猟と採集による移動生活を営んできたブッシュマンの社会が、1970年代後半にボツワナ政府による定住化、再移住という政策の断行により、大きな変化を強いられることになった実態が、数多くの写真をご提示いただきながら、報告されました。砂漠という過酷な自然環境に順応し、平等を原則として営まれてきた伝統社会に、近代化、貨幣経済化の波が押し寄せ、混乱、貧富の格差を引き起こしていること、しかし、年月を経るに従い新しい法律や制度の枠組みのなかで、近代社会、伝統社会、双方の利点の享受できるインフォーマルな活動を行うなど、社会環境の激変に現実的かつ功利的に対応する行動もみられること、など興味深い実態が報告されました。さらに、何万年もの間、自然と一体化しながら天候異変等のショックに順応しながら永続的生活を実践してきたブッシュマンの生き方と彼らの叡智には、現代社会においても、たとえばエネルギーの問題（特に原子力利用）等について、多くの教訓や示唆が含まれていることが示されました。

基調講演の後、「大会シンポジウム：多文化共生時代の可能性と未来」が開催されました。森本幸裕氏（京都学園大学特任教授・京都大学名誉教授）、河路由佳氏（江副学園言語教育研究所

・主席研究員）、田中敏裕氏（元国連開発ミャンマー・パキスタン・フィリピン事務所長）からの報告後、木村光伸会員、古沢広祐会員の司会により、総合討論が3名の報告者をパネリストとするパネル・ディスカッション形式で行われました。

森本氏の報告は、「賢い適応としての雨庭グリーンインフラ—自然共生社会を目指すなかで」というタイトルのもと、景観や生物多様性の保全の点に優れ、かつ洪水調整機能をもつ「雨庭」について、その歴史的背景、現時点での普及状況、今後の展望に関するものでした。「雨庭」は、自然制御等、自然に対峙するものではなく、自然現象を受け入れ、その人間生活への影響を最小化するための仕組みであり、それは、局地的集中豪雨など、近年、頻発している異常気象に柔軟に対応できるインフラで、持続可能な社会に必要なレジリエンスの強化に資するものであることが示されました。

河路氏は、「多言語多文化共生社会の可能性—足もとの「もう一つの言語」から」において、現代日本社会における「もう一つの言語」のなかから「日本手話」を取り上げ、自然言語である「日本手話」を取り巻く現状と課題、さらに「もう一つの言語」に寄り添うことの今日的意義について報告されました。「もう一つの言語」を知ることは、他者の文化を理解しようとすることでもあり、自己の文化を相対化して、多様な視点から言語や文化に理解を深める力を養うことであることが強調されました。

田中氏は、「SDGsと共生社会のレジリエンス構築」において、近年、国際連合が提唱している「SDGs（持続可能な開発目標）」に焦点をあて、その背景および国際社会最前線における反応や活動について報告されました。とりわけ、レジリエンスという概念に注目し、従来は主に自然生態系の外的ショックに対する適応力、復元力、遷移力を意味していたが、近年、人道的、開発の観点から、国、社会、コミュニティでの自然災害や技術的災害、気候変動、疫病、テロ、紛争、経済的ショックなどの多様なショックに対する吸収・対処能力を含むようになってきていること、そして、レジリエンスに関する目標が「SDGs」にも盛り込まれていることが説明されました。

本シンポジウムは、シンポジウム趣旨に記載されているように、「多文化時代の新たな地平は、自然と向き合い、自然をすら創造する人間力と、自己や他者の言葉やコミュニケーションの独立性と人間としての連続性を共有する知性、さらにはそれらを地球市民として共通の基盤において受け止めるグローバルな社会システムによって構築されるのである。」という考えのもと企画されました。基調講演では「自然との共生を実践してきたブッシュマンの生き方」を通じて、またシンポジウム報告では「雨庭」、「もう一つの言語」、「SDGs」を通じて、持続可能な社会の構築に向けた、具体的な取組みや今後の展望が提示されました。総合討論においては、報告された取組みや展望に関する質疑応答、さらに、多文化共生社会とは何か、その実現には何が必要になるのか等について、様々な観点から議論が行われました。

2日目には、12本の個別報告と「企画ワークショップ」が行われました。企画ワークショップでは、以下の2つのテーマで、活発な議論が行われました。

- ・『共生社会と「自己」の探求—求められる人間像—』（主宰：増田敬祐（茨城大学））
- ・『共生社会システム研究の10年とこれから』（主宰：岡野一郎（東京農工大学）・桑原考史（日本獣医生命科学大学））

大会2日目の12時20分から開催された総会では、2016年度事業報告、2016年度決算報告、2016年度決算の監査報告、2017年度事業計画、2017年度予算、2017年度役員体制（会長の交代：尾関周二会員→木村光伸会員）の承認という通常議案に加えて、会則の改正（学会顧問の関連事項、長期間（5年以上）会費滞納で連絡先不明の学生会員の取り扱いに関連する事項）および軍事的への学術研究誘導と文系学部「廃止」の強制に対する大会声明が発議され、いずれも承認されました。

①2017年度役員体制、②会則の改正、③大会声明については、本ニュースレターの5ページ以降に記載いたします。

2. 臨時理事会の報告

2017年度大会の2日目14時40分から、臨時理事会が開催されました。

木村新会長から、本学会活動を昨年度の学会設立10周年記念事業を節目に減速させることなく、今後の10年に向けて、さらに発展させていくことが重要であり、そのためには、1) 自然科学系を含む多様な分野の広がりをもって学際的観点から、共生観・共生論を発展させていくこと、2) そうした多様な分野を専門とする会員から構成される本学会において、多くの会員が学会活動に積極的に参加できる適切な体制をつくっていくこと、が必要であると述べられました。具体的に、各地区での研究会開催の企画、他学会との連携などの検討を進めていくことが提案されました。

また、今年度、学会顧問を任命し運営委員会体制をより強固にすること、長期間（5年以上）会費滞納かつ連絡先不明の学生会員については除籍を検討していくこと、等が確認されました。

3. 『共生社会システム研究』編集委員会からの報告

(1) 『共生社会システム研究』第12巻について

現在、論文審査・編集作業を行っています。2018年夏に刊行する予定です。

(2) 『共生社会システム研究』第13巻について

『共生社会システム研究』第13巻への投稿原稿を募集しますので、ふるってご投稿ください。締切日は2018年10月1日（月）です。締切日を超えた投稿については、原則、次巻（第14巻）掲載の原稿として取り扱いますので、あらかじめご承知おき下さい。

また、第12巻より、当学会ウェブサイトに掲載された原稿及び投稿票の書式見本ファイルをダウンロードして使用していただいております。このことも含め、投稿規程、執筆要領をよく読んで原稿を作成して下さい。

原稿の送り先：

〒184-8588 東京都小金井市中町2-24-16 東京農工大学工学部電気電子工学科
『共生社会システム研究』編集委員長 岡野一郎 E-mail: i-okano@cc.tuat.ac.jp

4. 運営委員会事務局だより

木村光伸会長のもと、新しい体制で、新学会年度の活動がスタートしました。尾関前会長には3ヵ年間、会長をお務め頂き、その間、「学会設立10周年記念事業」をご牽引いただきました。

新体制では、今後の学会の発展に向けて、関係学会との連携、各地区における研究会企画等を検討していく予定です。この数年、東海、近畿の大学所属の会員が増えておりますが、そうした地区での学会活動の活発化を後押しする方策を検討していきたいと思っております。また並行して、長期間（5年以上）会費滞納かつ連絡先不明の学生会員の整理、学会財務状況の将来的検討を行い、学会体制の地固めを図っていく所存です。

会員の皆さまにおかれましては、引き続き、ご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

2018年度大会は、2018年8月下旬または9月上旬の週末（1日開催）に日本生命獣医学大学にて開催する予定です。詳しい内容については、後日、決定次第、本ニュースレターにてお知らせいたします。

皆様からのニュースレター原稿を募集しております。投稿は榎本(hirolaw@cc.tuat.ac.jp)までお送りください。ただし一つの原稿は最大でもページの半分に収まる程度の分量でお願いいたします。

会費納入のお願い

まだ2017年度会費を納入していない会員におかれましては、至急会費を納入していただきますようお願い申し上げます。会費は、一般会員 6,000 円、学生会員 3,000 円、賛助会員 20,000 円となっております。よろしくようお願い申し上げます。

共生社会システム学会ニュースレター 第18号 2017年12月15日発行 編集・発行 共生社会システム学会運営委員会事務局 連絡先 〒183-8509 東京都府中市幸町3-5-8 東京農工大学農学研究院 千年篤研究室 気付 TEL: 042-367-5687 E-Mail: chitose@cc.tuat.ac.jp 郵便振替 00130-6-372850 (加入者名) 共生社会システム学会
--

①新体制の役員名簿（2017年9月3日～2018年9月）

1	氏名	担当	所属
2	木村 光伸	副会長	名古屋学院大学
3	古沢 広祐	副会長	國學院大学
4	矢口 芳生	副会長	福知山公立大学
5	千年 篤	運営委員長	東京農工大学
6	榎本弘行	運営副委員長	東京農工大学
7	岡野 一郎	編集委員長	東京農工大学
8	桑原 考史	編集副委員長	日本獣医生命科学大学
9	稲村 亮	総務担当理事	農林統計出版
10	北野 収	企画担当理事	獨協大学
11	榎平 龍宏	〃	名古屋経済大学
12	津谷 好人	編集担当理事	宇都宮大学
13	森 祐希子	〃	東京農工大学
14	武田 庄平	東日本地区担当理事	東京農工大学
15	片山 善博	中部地区担当理事	日本福祉大学
16	中尾 誠二	西日本地区担当理事	福知山公立大学
17	秋山 満	理事	宇都宮大学
18	朝岡 幸彦	〃	東京農工大学
19	新井 祥穂	〃	東京農工大学
20	荒木 和秋	〃	酪農学園大学
21	市原 あかね	〃	金沢大学
22	上野 吉一	〃	名古屋市東山動植物公園
23	オプヒュルス鹿島ライノルト	〃	上智大学
24	柏 雅之	〃	早稲田大学
25	亀山 純生	〃	東京農工大学
26	関（山村）陽子		長崎大学
27	竹村 牧男	〃	東洋大学
28	中川 光弘	〃	茨城大学
29	福田 恵	〃	広島大学
30	水野 邦彦	〃	北海学園大学
31	星 勉	監事	地域社会計画研究所
32	吉田 央	〃	東京農工大学

②会則の改定

現行（改定前）	改定後	備 考
<p>第3章 会員</p> <p>第7条（入金金および会費）</p> <p>一 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。</p> <p>二 納入した会費等は返還しない。</p> <p>三 会費を3年以上滞納した会員は、会員の権利を停止する。</p> <p>四 会長は、会費を3年以上滞納した会員を<u>除名</u>することができる。</p> <p>五 会費滞納による<u>除名処分</u>を受けた者も理事会の承認を得て再度入会することができる。</p>	<p>第3章 会員</p> <p>第7条（入金金および会費）</p> <p>一 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。</p> <p>二 納入した会費等は返還しない。</p> <p>三 会費を3年以上滞納した会員は、会員の権利を停止する。</p> <p>四 会長は、会費を3年以上滞納した会員を<u>除籍</u>することができる。</p> <p>五 会費滞納による<u>除籍処分</u>を受けた者も理事会の承認を得て再度入会することができる。</p>	<p>長期間（5年以上）会費滞納、連絡先不明の学生会員を除籍するための改正</p>
<p>第3章 会員</p> <p>第8条（資格の喪失）</p> <p>会員は、以下の事由による資格を喪失する。</p> <p>一 退会したとき</p> <p>二 会員が死去し、または賛助会員である団体が解散したとき</p> <p>三 会費滞納によって<u>除名</u>されたとき</p> <p>四 <u>会費滞納以外の理由</u>で除名されたとき</p>	<p>第3章 会員</p> <p>第8条（資格の喪失）</p> <p>会員は、以下の事由による資格を喪失する。</p> <p>一 退会したとき</p> <p>二 会員が死去し、または賛助会員である団体が解散したとき</p> <p>三 会費滞納によって<u>除籍</u>されたとき</p> <p>四 会費滞納以外の理由で除名されたとき</p>	<p>同上</p> <p>除名については、第10条（除名）で以下、規定</p> <p>一 本会の名誉を傷つけ、または本会の活動を著しく妨害する行為があったとき</p>
<p>第4章 役員等</p> <p>第12条（会長および副会長）</p> <p>一 理事の互選により1名の会長および若干名の副会長を選出する。</p> <p>二 会長は本会を代表し、理事会を主宰する。</p> <p>三 会長に事故あるときは、副会長のうちの1名が会長職務を代行する。</p>	<p>第4章 役員等</p> <p>第12条（会長および副会長）</p> <p>一 理事の互選により1名の会長および若干名の副会長を選出する。</p> <p>二 会長は本会を代表し、理事会を主宰する。</p> <p>三 会長に事故あるときは、副会長のうちの1名が会長職務を代行する</p> <p>四 <u>会長は必要に応じ、会員の中から顧問を選出し委嘱できる。委嘱にあたっては、運営委員会の承認を得る。</u></p>	<p>学会顧問委嘱のための改正</p>

③「共生社会システム学会」大会声明

2017年9月3日
2017年度大会総会・参加者一同

軍事目的への学術研究誘導と文系学部「廃止」の強制に反対し、学術会議「声明」・「提言」を支持する

1. 大会声明の趣旨

現在、学術研究に関する政府の対応に関して大いに懸念すべき事態が起こっている。一つは、軍事目的へ政府による学術研究の誘導であり、もう一つは国立大学文系学部の「廃止」への強制の動きである。

(1) 本学会は、人文社会科学系が中心となって農学その他自然科学系と広く連携し、現代社会のニーズに応えるべく、持続可能な社会を共生社会と捉えてその実現のための理論と実践のあり方の学際的研究を追求してきた。戦争は共生社会と本質的に相いれず、共生社会実現の最大の障害要因であると本学会は認識し、日本国憲法の平和主義及び第9条の厳守が不可欠だと訴えてきた（2015年7月12日、本学会大会声明）。それ故、学問・学術研究は、戦争なき平和な社会でこそ豊かに発展し、学問の自律性にに基づき国民・世界の人々の福祉と平和のために奉仕すべき責務を負っていると考える。その点で、戦前において戦争を目的として国家権力に学問・学術研究が服従させられた苦い経験の反省から、学問の自律性を含む「学問の自由」の保障を明記する憲法第23条の厳守が不可欠であることを、改めて確認する。

(2) ところが近年、一方では、学術研究が軍事目的に動員される傾向が著しく、新聞等によれば、2008年から2016年の間に大学・研究機関に総額8億8千万円もの米軍の研究資金が提供されている。本学会は上記の視点から改めて、軍事目的の研究は行わないことを自ら確認するとともに、すべての科学者・研究者に学問・学術研究の原点に立ち返ってそれを確認することを呼びかける。この点で、政府・防衛省が2015年度に発足させ、予算を2016年度6億円から2017年度110億円へと急増させた「安全保障技術研究推進制度」は、我が国の学術研究を軍事目的へとさらに大きく誘導し、憲法の平和主義、学問の自由・自律を損なう危険な制度として、これに強く反対を表明する。そして後述のように、この制度に関して本年、日本学術会議が発表した「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日。以下「声明」）を強く支持するものである。

(3) 他方では国立大学で、国立大学法人評価制度とそれに基づく予算配分を通して、学術研究と大学教育の方向を政府が強制・誘導する傾向が強まっている。特に、2015年6月8日の文部科学大臣通知（以下、「文科省通知」）は、教育系と並べて「人文社会科学系学部・大学院」（以下、文系学部等）を名指しして「組織の廃止」等を求めた。これに対して「各方面」から「大学を衰弱させる『文系廃止』通知」と反発や批判の声が上がり、国立大学文系学部からも強い抗議の声が寄せられた（2015年10月9日「国立大学法人17大学人文系学部長会議共同声明」）。これを受けて、本学会は、文系学問の自律性とそれを担う各文系学部等の主体性を無視して文系学部等の廃止・再編を政府が権力的に強制することは、大学教育が目ざす人間教育における文系学問の意義を著しく弱め、ひいては憲法第23条に反するものとして、これに反対を表明する。同時に、後述のように「文科省通知」に重大な懸念を表明し、この傾向への対案を示した日本学術会議第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会「提言 学術の総合的発展をめざして——人文・社会科学からの提言」（2017年6月1日、以下「提言」）を支持するものである。

2. 学術会議の「声明」と「提言」を支持する

(1) 学術会議「声明」は、戦前の「科学者コミュニティの戦争協力への反省」から出された学術会議の1950年「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明、および1967年「軍事目的のために科学研究を行わない声明」を継承することを宣言している。その上で、防衛省「安全保障技術研究推進制度」は「軍事的安全保障研究」として、「将来の装備開発」という「明確な目的」をもち、研究過程も成果も防衛省により管理され、「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と断定している。そして、「学術の健全な発展」にとって「むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である」と強調する。そこから、大学等の各研究機関には「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究」の適否を「技術的倫理的に審査する制度」の設置を、学協会等に対してはこれに係る「ガイドライン等」の設定を提案している。また、本「声明」は、流動化する国際情勢や軍事技術の包括化により軍事と民生の区別が曖昧化する中で、憲法の平和主義と第9条を踏まえ、憲法第23条に則った科学・学術研究の原則を改めて明確化した。そして現代の科学技術研究者に改めてこの原則を再確認することを訴え、科学者コミュニティにこの原則を担保する体制の確立を提起した点で、極めて時宜を得たものと言える。本学会もこれを支持して本声明を表明する次第である。

(2) 学術会議「提言」は次の経緯で出された。学術会議は、問題の「文科省通知」の直後に幹事会声明を発表し（2015年7月23日）、次のように警告した。「総合的な学術の一翼をなす人文・社会科学には、独自の役割に加えて、自然科学との連携によってわが国と世界が抱える今日的課題に向かうという役割が期待されている。このような観点からみると、人文・社会科学のみをことさらに取り出して『組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換』を求めることには大きな疑問がある。」そして「教育における人文・社会科学の軽視は、大学教育全体を底の浅いものにしかねない」と批判した。続いて同年10月15日に再び幹事会声明を発表し、そこで、7月声明がISC C（国際社会科学評議会）等各界から賛同を得たことを踏まえつつ、「真意」と異なると弁明した文科省に対して、そうならば「真意を述べた文書」を改めて「国内外に示す」ことを求めた。また前記の人文系学部長会議共同声明は、文科省の弁明にもかかわらず問題の「文科省通知」は撤回されず文言の修正もないことに、強く抗議した。

本「提言」はこれらを前提として出され、人文・社会科学の側から「文科省通知」への対案を提示したものである。そこでは、「自然科学の発展は、人類に大きな恩恵もたらす半面、時として制御困難なエネルギーや回復不可能な環境破壊を引き起こし」たのに対して、人文・社会科学は「人間性」や「社会システム」の視点から根本的な問題提起をしたことを評価している。そしてこの役割は、南北問題など「共に生きる」ために人類が直面する課題解決と持続可能な体制づくりにとって一層大きくなっていると指摘する。それを受けて、「人文・社会科学の特質を生かした学術の発展」を提言し、文系の教育が「応えるべき社会的要請」とは近視眼的ニーズでなく、その基本は「長期的視野」の「知」と「多様性」「創造性」の基盤形成、および「市民性の涵養」にあると提起した。そして、これらの課題に応えるために、人文・社会科学にタコつぼ的弊習から脱する自己努力を喚起するとともに、「学術の総合的発展」とそのための学術体制のポイントを具体的に提言している。

以上のように本「提言」は、本学会の理念とこれまでの研究実績、特に人文・社会科学系の役割と全面的に一致し、本学会の活動を先駆的と位置づけたものとする。そして本学会も、共生社会の次世代の担い手形成の視点から、大学教育における人文・社会科学系の独自の役割に大きく期待するものである。本学会が本「提言」に賛同し、全面的な支持を表明するゆえんである。

以上